

司書課程の設置

| その意義と展望 |

大野 友和[Ⓔ]

1 はじめに

図書館は、さまざまな課題を抱えながらも社会の中で力強く活動している。公共図書館においては地域住民等のために、学校図書館では児童生徒のために、大学図書館では学生・研究者のために、専門図書館ではそれぞれの専門領域のなかでの調査研究のために、図書館は、それぞれの特性の中でその役割を果たすべく営みを続けている。そのことはとりもなおさず、人類の文化や教養の向上、学問・研究の発達、社会の発展のために貢献し役立っているのである。

明治大学においては、図書館の核である司書を育てる司書課程を設置して、有為な人材を育成し社会に貢献しようとしている。そこで、あらためて今日的な司書課程の設置の意義と今後の司書課程のあり方、その展望について考察してみたい。

[Ⓔ]おおの・ともかず・図書館庶務課長

2 司書と司書課程について

2.1 司書課程とは

司書とは、古くは司書官と称し、図書館令（明治 32 年）第 6 条には、「公立図書館ニ館長、司書及書記ヲ置クコトヲ得」と規定されていた。司書の「司」はつかさどる、統率するということで、「書」は書物や書籍を指し、図書館で書籍の整理、保管、閲覧等の業務を行う資格を持った役職者¹であった、ということである。現在では、図書館法第 4 条において「図書館で専門的業務に従事する職員」であり、「図書館におかれる専門的職員」と規定されている。

司書課程とは、図書館法施行規則に基づき、一定の図書館に関する科目を履修した者に資格を付与する課程をいう。司書資格を取得する手段として司書講習があるが、これは、1951 年（昭和 26 年）以降文部大臣の認可を受けた特定の大学で実施されている。「戦前は、1903 年（明治 36 年）の日本文庫協会（現日本図書館協会）が開催した図書館事項講習会が司書講習の始まり」²、ということである。

2.2 司書の果たした役割

およそ人類の歴史が始まって以来、情報が文字として記録され、紙の発達によりそれが記録され「資料」蓄積がされている。図書館の機能は、図書や資料を収集し、整理し、管理し、利用に供するという基本的な役割がある。図書館機能の発達は、確実にそこに住む人々の文化的向上をもたらした。まさに、司書は図書館機能の中核として図書・資料の収集、整理、保管、利用という基本的機能を実際に果たしてきたのである。その意味で、図書館の発達は人類の発展とともに歩んできたと言える。図書館の三要素としてよく言われるのが「資料」「利用者」「施設」である。かつて「企業は人なり」と言われたことがあったが、同様に「図書館も人なり」なので

¹ 図書・図書館用語集成 渡辺正亥著 近畿大学出版局 1983.3

² 図書館ハンドブック 第 5 版 日本図書館協会編集 日本図書館協会発行 1990.4 P.298.

ある。「図書館の歴史の始まりとともに図書館員は常に存在していた。…紀元前 2000 年の古代バビロニアの粘土図書を集めた図書館にも図書館員が活躍していたことが知られている」³ と言われるように、図書館員、司書のいない図書館は存在しないといえるだろう。

3 司書課程設置の意義

3.1 なぜいま司書課程なのか

図書館法第 4 条によると、図書館の専門的業務に従事する職員を司書と称するが、司書課程とは、図書館法施行規則に基づき、大学（短大を含む）において図書館に関する科目を一定単位数履修した者に司書となる資格を付与する課程をいう。

大学あるいは広く社会のなかで図書館は、学問、文化、教養の向上に寄与してきたわけである。学問研究、文化活動の財産として蓄積されてきた文字文化を集約的に集めた図書館が果たす役割のひとつはその伝承である。学問の再生産としての研究等に際し、資料とそれを求める人を結びつける役割を担うのが図書館員、司書の大きな役目である。その司書を養成する課程が司書課程である。図書館は専門的業務に従事する職員である司書を置く、ということが図書館法の本質であり、一般的な通念としてもこの事が定着してきている。このような中で明治大学において、従来行ってきた図書館員の養成は言うに及ばず、新たな時代の要請に基づく司書課程を大学内に設置し有為な人材を育成し世に出すことは、大きな意味と意義があるものと思うのである。

3.2 今日の意義

従来の図書館における司書の役割は、伝統的な業務として選書、発注、整理、保管、利用といったものである。かつての図書館が資料の保管中心

³ 図書館ハンドブック 第 5 版 日本図書館協会編集 日本図書館協会発行 1990.4 P.3.

であり、目録の整備、保管と言う面に過度に重点が置かれていたようである。保管に力点を置くあまり利用サービスという側面が弱かった。その後それらの反省から資料を生かすためには利用が重要である、という認識が序々に強くなり、レファレンス・サービスという考えも普及して今日にいたっている。

更に今日的な課題としては、メディアの多様化があげられる。学術資料は言うに及ばず、辞書、事典等の類から雑誌の発行等も、従来の「紙」への印刷形態から、CD-ROM、ディスク等の磁気媒体をとる形態の出版や資料の提供が猛烈な勢いで増加している。また、データベース上に情報を蓄積し、ネットワークを通して情報を伝達する方法も大幅に増加している。インターネットを通して、それらの情報が限られた地域ではなく、全世界を情報が飛び交い、居ながらにして世界中の学術情報を入手できるという環境ができあがっている。このような状況のなかで図書館員は、情報ナビゲータの役割を果たす必要があるのである。図書館員、司書の果たすべき役割は広がりや深まりがでてきたといえよう。更に、新しい状況のなかで新しい質の司書の養成も模索する必要がある。

3.3 明治大学における司書課程設置の動きと経過

明治大学における司書課程設置の動きを見てみよう。戦後のことであるが、明治大学は、多くの国公立大学に先駆けて学部の講座として「図書館学」を設置した。1950年のことである。それより一年前の1949年に、北海道教育大学（釧路分校）、広島大学に図書館学の講座が設置されたのが最初である。私立大学では明治大学、早稲田大学が魁である。翌年に慶応大学、京都大学、天理大学が続いて講座を設置した。

司書課程の設置状況は、図書館法の発布を経て1960年代後半から徐々に大学のなかに設置され現在では、国立大学はいうに及ばず近隣の私立大学をとっても、早稲田、慶応、法政、立教、中央、東洋、等々枚挙にいとまがない。むしろ明治大学は、司書課程を持たない全国でも数少ない総合大学であるという位置づけができるのである。

それでも明治大学においてもかつて、他大学に歩調を合わせるように

1967年に司書課程設置の具体的動きがあった。そのことは、元本学図書館事務部長片山昭蔵氏の「明治大学図書館史」⁴に詳しいが、そこからポイントになる部分を紹介すると、「1967(昭和42年)年佐藤正彰教授が館長に就任するや、司書長は予てよりの懸案事項であった司書職育成のための図書館司書課程を文学部のなかに設置することで、理事会に提案」した。その提案書に見ると、司書課程設置に関する前文、司書課程の内容として科目群(必修科目、選択科目A、選択科目B、選択科目C)、単位数、担当者、履修年次等が記されている。また、講座主任名、履修定員数、受講料、収支概算、等の資料も添付されている。更に、これらの申請に伴う、学則の一部改正変更案、科目内容案等の資料も整えられていた。片山氏の記述によれば、「1966(昭和41年)年に起きた学費値上げ反対運動で、全校舎が全面封鎖され、翌年2月2日妥結した直後に、司書課程を提案したことと、受講料5千円徴収することも躊躇って実施に踏みきれないで中断した。」ということである。これ以外の要因もあったのかもしれないが、これまでに成した一連の設立の努力が実現を見なかったことは、かえすがえす残念なことであった。

そして時代は大きく経過し、1996年後藤総一郎教授が図書館長に就任して以来、図書館の方針として、明治大学に司書課程を設置すべく各方面で努力を重ねてこられた。学長スタッフ研修会、図書館スタッフ研修会での司書課程設置の検討、文学部教授会執行部会での司書課程設置のための学習・討論会、学部長会での設置に向けての論議等を経て、現在は一部教務部長のもとで2000年開講に向けて実質的な検討がなされる段階までこぎつけたのである。

4 図書館司書の役割と展望

4.1 明治大学における司書養成の役割

それでは、もはや後発の部類に属することになった明治大学における司書課程にどのような展望を持つべきかを考察してみたい。前項で述べたよ

⁴ 明治大学図書館史 増補改訂版 片山昭蔵著 明治大学図書館報別冊8 1996.3 P.30 -

うに、1960年代に司書課程設置の動きがあったとしても、それが実を結ばなかったのであり先発の諸大学からは大きく遅れをとってしまっているのが現状である。しかし、先陣の様子を検討・調査し、新しい時代にマッチした司書の養成にポイントを置き、有能な司書を育てていくことは重要なことである。後発の有利さを十分に発揮しカリキュラムを考えるべきであろう。

最近の司書職養成の傾向としては、情報処理という面に重点が置かれるあまり、司書としての重要な原点とも言うべき図書館に於ける「書誌」学的な面での能力を涵養するカリキュラムがおろそかにされているようにもおもわれる。つまり「本」の歴史、印刷術、古文書学、文献学、分類学等のような、書誌を広義に捉えた書誌学をカリキュラムに加え、これに一つの重点を置くことにより、特色ある司書課程を形作ることができるのではないだろうか。

また、地方の時代、高齢化社会、生涯学習の時代という言葉があるとおり、これまでとは違った、時代の要請に応えることができる司書の養成も重要であろう。たとえば、地方の時代といわれているが、地域の行政活動と結びついた、あるいは行政が抱える様々な課題に対し、それに直接関わられるような、あるいは住民相互のコミュニケーションをリードできるような能動的な司書の養成ができれば、司書に対する信頼感も一層増加するのではないだろうか。

もちろん現代の潮流としての「紙」以外の媒体、つまりニューメディア資料を扱った情報サービス、インターネットを駆使した情報サービス、情報探索術、情報図書館学、ドキュメンテーションの技術等の学問教科も重要である。さらに、図書館のサービスの基本である利用者サービスやレファレンス・サービスに関する教科も重要であろう。

4.2 今後に望まれる図書館員

これからの社会、つまり21世紀を迎える今日、司書を養成する大学に対してどのような図書館員を育てることが求められているのであろうか。ひとくちに図書館員といっても市町村、国などが設立者となっている公共

図書館，小・中・高等学校のいわゆる学校図書館，教育・研究を目的とした大学図書館，そして企業や各種研究所等特定の目的を持つ組織体が開設する専門図書館など様々な図書館がある。それぞれの目的を持った図書館があり，そこで専門的な業務に携わって働く人が司書である。であるから，司書課程を設置して司書を養成するということは，これら多様な欲求に応えられる人材を養成し，社会の要請に応えなければならないのである。たとえば，公共図書館における利用者ニーズの多様化にいかに対応すべきか，地方分権の推進のなかでの司書職の役割，学校図書館における「学校司書」と司書教諭の問題，司書教諭制度の改正にまつわる諸々の課題，大学図書館における司書の役割，専門図書館における専門性の増進など，望ましい司書養成のために解決すべき課題は山積している。

とはいえ，社会の発展，学問・研究の進歩発展，文化の向上に資するために，図書館で専門的業務に従事する司書職の果たすべき役割は大きなものがある。つまり，前項でも述べたように，社会の発展とともに図書，雑誌が多く出版され，加えてニューメディア資料も夥しく世に出されている今日の状況は，言い古された言葉であるが「情報の氾濫」の状況である。そして，情報はインターネットにのって世界を駆け巡り「いつでも」「どこでも」「誰でも」という世界が作りだされている。このようななかで，情報と利用者を的確に結びつけ，すなわち利用者が求める情報を的確かつ迅速に提供することが図書館員に求められている。多種多様なニーズにいかに対応できるかが司書に求められているのである。本に対する深い洞察力，幅広い知識，深い専門的知識，情報に対する知識，情報リテラシー，情報処理技法，レファレンス能力，電子図書館化に向けての幅広い能力，等々の能力を持った図書館員が求められているのではないかと思われる。そういう意味では，図書館で働く司書を育てる司書養成課程には極めて大きな期待が寄せられていると言うべきであろう。

4.3 司書養成課程の課題

前項で望まれる図書館員をいかに育てるかを考察したが，現在の司書養成課程には様々な課題がある。文部省による司書講習や司書教諭における

カリキュラムの変更や、図書館法の改正による司書教諭制度の改編とそれに伴う司書養成制度の変更、規制緩和に名を借りた公共図書館館長の司書資格要件の廃止、等はその一例である。図書館で働きたいという司書有資格者が、図書館に就職できないという就職問題も深刻な問題である。更に、益々広がりをもつ電子情報化への対応するカリキュラムの充実等も焦眉の急であろう。

一方、具体的にこれから司書養成課程を設置する立場にある大学としての課題は、専任教員の採用、各教科を担当する講師の採用という人事の問題がある。また、文部省への設置手続き、大学内での各種手続き、教授会での承認、事務体制の整備等の課題がある。もちろん大学を経営する学校法人としては、採算性から見た検討も重要なことであろう。これらの課題をひとつずつクリアーして行かなければならないことになる。

5 司書課程の設置に向けて

5.1 具体的検討課題について

学校図書館法の改正によって小・中・高等学校の図書館、いわゆる学校図書館への司書教諭必置が、平成 15 年（2003 年）までに実現することになった。というのもこれまでも学校図書館法では当初から「学校には、学校図書館の専門的業務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」（第 5 条第 1 項）としていたが、付則第 2 項で「当分の間、司書教諭を置かないことができる」としたため、この状態で 50 年近くも経過してしまったのである。多くの識者の粘り強い運動の結果 1997 年の 140 回通常国会においてようやく付則が訂正され、5 年後には司書教諭必置が実現することになった⁵。

全国には小中高等学校等が 4 万 2 千校あり、そのうち 12 学級以上の学

⁵ このことについては、大変な問題がある。つまり児童・生徒の減少により、一学校当たりの学級数が少なくなる傾向にあり、学級数 11 以下のいわゆる小規模校が急激に増加している。これらの小規模校には必ずしも司書教諭を置かなくても良い、としてあるので、必置義務の抜け穴になってしまうと懸念されている。

校が2万4千校ある。このことにより、文部省による試算によると2003年までに全国で48,000人の司書教諭が必要で、現在有資格者が約12,600人いるので、約36,000人の司書教諭が不足するということである⁶。

この資格取得を促進するために文部省では特別措置を講じている。つまり国立大学を中心に講習の場を増やし、また大学以外の教育機関でも講習ができるような法律改正が行われた。このように当面は「司書教諭」の需要が非常に多いが、司書課程設置に際してはこの面からの検討も重要であろう。

また、既に述べたように大学として、これからの図書館界にアクティブに貢献できる人材の育成を心がけるべきであろう。つまり、後発組の特性として、他大学にないような特色あるカリキュラムの配置により、特性のある司書、文化と教育・研究を担うに活力と能力が溢れた有能な司書を育成することを心がけるべきであろう。

5.2 大学図書館としての効用

明治大学図書館にとっても司書課程の設置は、喜ばしいことである。すなわち、自大学に司書課程があるということは、学生に対し学習による理論と大学図書館を利用することによる実践が結び付けられるからである。利用者である学生が将来司書となって図書館界に羽ばたくとなれば、より実戦的な教育機会となるわけである。けだし、大学図書館、特にサービス窓口で利用者に対応する図書館員は、大学という教育機関での教育者としての任務を担う者なのである。また、大学図書館業務においては、司書課程履修者を対象に、たとえば開架図書の整備、目録検索アドバイザーの業務、図書整理業務のアルバイト等を行うことにより図書館業務の実践の経験をすることもある有用なことであろう。

更に、教科の教員との協同作業あるいは実習を通して図書館員が、教育に参加することができれば、そのことが図書館員の能力涵養にもつながるし、図書館員の大きな励みにもなることであろう。

⁶ 第140回国会衆議院文教委員会議録 第17号 P. 3-

6 おわりに

これまで述べてきたように、現代における優れた司書の養成は、社会の進歩発展に欠かせないことであり、社会の要請である。大学の司書養成課程に求める期待は、非常に大きなものがあるといえる。コンピュータ、インターネットに代表されるように科学技術の発達は、図書館の世界を大きく変えている。このような時代の変化に敏感に対応できるのは大学における教育力なのである。明治大学の司書養成課程が、優れた専任教員と講師スタッフ、時代に対応したカリキュラム、特色あるカリキュラム等を備え、優秀な司書、あるいは司書教諭を輩出することによって社会に貢献できるのである。そのことは結果的に明治大学の名声を社会にアピールすることになる。

今後は大学当局が司書課程の設置に向けた諸々の討議や検討、諸手続きを行うことになるが、私たち図書館関係者をはじめ、これまで司書課程の実現のために努力された多くの先人達の願いがようやく実を結ぼうとしている。私は、大学を運営する学長をはじめとした大学のトップリーダーが、2000年開講という大きな目標に向けて着実な歩み刻んでいただくことを望まずにはいられない。

〔参考文献〕

1. 図書館ハンドブック 第5版 日本図書館協会編集 日本図書館協会発行 1990.4
2. 最新 図書館学事典 草野正名編 学芸図書社 1984.3